

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

	二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備	改 正 後
	「同上」	「同上」
7 〔1～6 略〕	7 無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用する端末設備	7 無線設備規則第四十九条の六の十二に規定するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用する端末設備
〔8～14 略〕	〔8～14 同上〕	〔8～14 同上〕
15 〔1～14 略〕	15 無線設備規則第四十九条の二十九の二に規定するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの陸上移動局の無線設備を使用する端末設備	新設
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		